

## 第26回大分市自治基本条例検討委員会

平成23年12月16日(金)午前10時  
大分市役所第2庁舎6階大研修室

### 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 委員長あいさつ

#### 3. 議 事

(1) 市民意見交換会の結果概要について

(2) 市民意見交換会及び市民意見公募の意見について

(3) その他

## 大分市まちづくり自治基本条例(素案)市民意見交換会 会場別参加人数集計表

会 場	参加人数	アンケート 回収数	回収率	委員数
11月5日 植田市民行政センター	69	61	88%	15
11月7日 明治明野公民館	35	24	69%	16
11月8日 大南市民センター	35	31	89%	11
11月10日 坂ノ市市民センター	34	26	76%	15
11月11日 佐賀関公民館	23	20	87%	10
11月12日 大分文化会館	64	45	70%	13
11月15日 大在市民センター	18	12	67%	14
11月17日 野津原市民センター	35	23	66%	17
11月19日 鶴崎市民行政センター	48	39	81%	12
合計	361	281	78%	123
平均	40	31	78%	14

## 【市民意見交換会アンケート集計表】（全体）

開催日	11月5日(土)～11月19日(土)	会場	9会場
参加人数	361人	アンケート回収数	281

### 問1 年齢

20未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	合計
0	0	10	20	35	109	103	4	281
0%	0%	4%	7%	12%	39%	37%	1%	100%

### 性別

男性	女性	無回答	合計
189	20	72	281
67%	7%	26%	100%

### 問2 市民意見交換会をどのようにして知ったか(複数回答有り)

市報	市ホームページ	地域役員の紹介	検討委員の紹介	その他	無回答	合計
102	31	67	19	72	12	303
34%	10%	22%	6%	24%	4%	100%

#### 「その他」の意見

- ・市からの案内
- ・NPOへの案内
- ・職場への案内
- ・自治委員から
- ・回覧
- ・商工会議所からの案内
- ・家族の勧め
- ・新聞
- ・自治委員連絡協議会
- ・友人から

### 問3 参加理由(複数回答有り)

大分市の事業に関心があるから	市政への市民参加に関心がある	条例に関心があるから	知人・友人の誘い	その他	無回答	合計
84	110	96	29	24	13	356
23%	31%	27%	8%	7%	4%	100%

#### 「その他」の意見

- ・自治会を代表して
- ・自治委員なので
- ・市職員なので
- ・市からの案内
- ・勉強のため
- ・会社を代表して
- ・理解ができていないため
- ・何でも知っておくため
- ・他の市民の考えを知るため

### 問4 「大分市まちづくり自治基本条例」(素案)の内容

理解できた	どちらとも言えない	理解できなかった	無回答	合計
115	100	47	19	281
41%	35%	17%	7%	100%

### 問6 「大分市まちづくり自治基本条例」の周知方法(複数回答有り)

市報への掲載	市ホームページへの掲載	シンポジウムの開催	パンフレット等の作成	その他	無回答	合計
176	60	55	30	25	30	376
47%	16%	14%	8%	7%	8%	100%

#### 「その他」の意見

- ・IT中継
- ・地区、校区、自治会単位の説明会、研修会
- ・TV、新聞
- ・印刷物以外
- ・情報番組で特集
- ・パンフを全戸に配布

## 【市民意見交換会アンケート集計表】

開催日	11月5日(土)	会場	穂田市民行政センター
参加人数	69人	アンケート回収数	61

### 問1 年齢

20未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	合計
0	0	0	2	7	24	27	1	61
0%	0%	0%	3%	11%	39%	44%	2%	100%

### 性別

男性	女性	無回答	合計
44	3	14	61
72%	5%	23%	100%

### 問2 市民意見交換会をどのようにして知ったか(複数回答有り)

市報	市ホームページ	地域役員の紹介	検討委員の紹介	その他	無回答	合計
21	4	11	4	21	2	63
33%	6%	17%	6%	33%	3%	100%

「その他」の意見

・市からの案内

### 問3 参加理由(複数回答有り)

大分市の事業に関心があるから	市政への市民参加に関心があるから	条例に関心があるから	知人・友人の誘い	その他	無回答	合計
18	24	22	0	4	4	72
25%	33%	31%	0%	6%	6%	100%

「その他」の意見

・自治会を代表して  
・自治委員なので  
・市職員なので

### 問4 「大分市まちづくり自治基本条例」(素案)の内容

理解できた	どちらとも言えない	理解できなかった	無回答	合計
31	19	4	7	61
51%	31%	7%	11%	100%

### 問6 「大分市まちづくり自治基本条例」の周知方法(複数回答有り)

市報への掲載	市ホームページへの掲載	シンポジウムの開催	パンフレット等の作成	その他	無回答	合計
39	7	7	6	2	6	67
58%	10%	10%	9%	3%	9%	100%

「その他」の意見

・インターネット中継  
・地域、校区単位の説明会、研修会

## 【市民意見交換会アンケート集計表】

開催日	11月7日(月)	会場	明治明野公民館
参加人数	35人	アンケート回収数	24

### 問1 年齢

20未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	合計
0	0	1	2	3	10	8	0	24
0%	0%	4%	8%	13%	42%	33%	0%	100%

### 性別

男性	女性	無回答	合計
12	5	7	24
50%	21%	29%	100%

### 問2 市民意見交換会をどのようにして知ったか(複数回答有り)

市報	市ホームページ	地域役員の紹介	検討委員の紹介	その他	無回答	合計
8	4	7	1	4	1	25
32%	16%	28%	4%	16%	4%	100%

「その他」の意見

・NPOへの案内

### 問3 参加理由(複数回答有り)

大分市の事業に関心があるから	市政への市民参加に関心があるから	条例に関心があるから	知人・友人の誘い	その他	無回答	合計
10	11	7	4	3	0	35
29%	31%	20%	11%	9%	0%	100%

「その他」の意見

・自治会から聞いた

### 問4 「大分市まちづくり自治基本条例」(素案)の内容

理解できた	どちらとも言えない	理解できなかった	無回答	合計
9	11	4	0	24
38%	46%	17%	0%	100%

### 問6 「大分市まちづくり自治基本条例」の周知方法(複数回答有り)

市報への掲載	市ホームページへの掲載	シンポジウムの開催	パンフレット等の作成	その他	無回答	合計
15	6	3	4	0	4	32
47%	19%	9%	13%	0%	13%	100%

「その他」の意見

## 【市民意見交換会アンケート集計表】

開催日	11月8日(火)	会場	大南市民センター
参加人数	35人	アンケート回収数	31

### 問1 年齢

20未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	合計
0	0	0	1	2	14	14	0	31
0%	0%	0%	3%	6%	45%	45%	0%	100%

### 性別

男性	女性	無回答	合計
27	0	4	31
87%	0%	13%	100%

### 問2 市民意見交換会をどのようにして知ったか(複数回答有り)

市報	市ホームページ	地域役員の紹介	検討委員の紹介	その他	無回答	合計
10	2	7	4	12	0	35
29%	6%	20%	11%	34%	0%	100%

「その他」の意見

・職場への案内  
・自治委員から  
・市からの案内  
・支所からの案内

### 問3 参加理由(複数回答有り)

大分市の事業に関心があるから	市政への市民参加に関心があるから	条例に関心があるから	知人・友人の誘い	その他	無回答	合計
12	14	11	2	3	0	42
29%	33%	26%	5%	7%	0%	100%

「その他」の意見

・自治委員なので

### 問4 「大分市まちづくり自治基本条例」(素案)の内容

理解できた	どちらとも言えない	理解できなかった	無回答	合計
15	11	2	3	31
48%	35%	6%	10%	100%

### 問6 「大分市まちづくり自治基本条例」の周知方法(複数回答有り)

市報への掲載	市ホームページへの掲載	シンポジウムの開催	パンフレット等の作成	その他	無回答	合計
23	8	6	0	4	0	41
56%	20%	15%	0%	10%	0%	100%

「その他」の意見

・校区単位の説明会  
・テレビ、新聞

## 【市民意見交換会アンケート集計表】

開催日	11月10日(木)	会場	坂ノ市市民センター
参加人数	34人	アンケート回収数	26

### 問1 年齢

20未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	合計
0	0	0	1	4	13	8	0	26
0%	0%	0%	4%	15%	50%	31%	0%	100%

### 性別

男性	女性	無回答	合計
18	3	5	26
69%	12%	19%	100%

### 問2 市民意見交換会をどのようにして知ったか(複数回答有り)

市報	市ホームページ	地域役員の紹介	検討委員の紹介	その他	無回答	合計
8	2	13	1	3	1	28
29%	7%	46%	4%	11%	4%	100%

「その他」の意見

・回答
-----

### 問3 参加理由(複数回答有り)

大分市の事業に関心があるから	市政への市民参加に関心があるから	条例に関心があるから	知人・友人の誘い	その他	無回答	合計
6	8	4	6	3	3	30
20%	27%	13%	20%	10%	10%	100%

「その他」の意見

・市からの案内
---------

### 問4 「大分市まちづくり自治基本条例」(素案)の内容

理解できた	どちらとも言えない	理解できなかった	無回答	合計
7	10	8	1	26
27%	38%	31%	4%	100%

### 問6 「大分市まちづくり自治基本条例」の周知方法(複数回答有り)

市報への掲載	市ホームページへの掲載	シンポジウムの開催	パンフレット等の作成	その他	無回答	合計
13	2	6	7	4	7	39
33%	5%	15%	18%	10%	18%	100%

「その他」の意見

・お知らせ会 ・印刷物以外
------------------

## 【市民意見交換会アンケート集計表】

開催日	11月11日(金)	会場	佐賀関公民館
参加人数	23人	アンケート回収数	20

### 問1 年齢

20未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	合計
0	0	0	0	1	14	5	0	20
0%	0%	0%	0%	5%	70%	25%	0%	100%

### 性別

男性	女性	無回答	合計
13	2	5	20
65%	10%	25%	100%

### 問2 市民意見交換会をどのようにして知ったか(複数回答有り)

市報	市ホームページ	地域役員の紹介	検討委員の紹介	その他	無回答	合計
9	1	7	2	4	1	24
38%	4%	29%	8%	17%	4%	100%

「その他」の意見

・市からの案内

### 問3 参加理由(複数回答有り)

大分市の事業に関心があるから	市政への市民参加に関心があるから	条例に関心があるから	知人・友人の誘い	その他	無回答	合計
6	6	7	1	4	2	26
23%	23%	27%	4%	15%	8%	100%

「その他」の意見

・自治委員なので  
・勉強のため

### 問4 「大分市まちづくり自治基本条例」(素案)の内容

理解できた	どちらとも言えない	理解できなかった	無回答	合計
10	7	3	0	20
50%	35%	15%	0%	100%

### 問6 「大分市まちづくり自治基本条例」の周知方法(複数回答有り)

市報への掲載	市ホームページへの掲載	シンポジウムの開催	パンフレット等の作成	その他	無回答	合計
15	3	4	1	0	1	24
63%	13%	17%	4%	0%	4%	100%

「その他」の意見



## 【市民意見交換会アンケート集計表】

開催日	11月12日(土)	会場	大分文化会館
参加人数	64人	アンケート回収数	45

### 問1 年齢

20未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	合計
0	0	5	6	4	11	19	0	45
0%	0%	11%	13%	9%	24%	42%	0%	100%

### 性別

男性	女性	無回答	合計
24	5	16	45
53%	11%	36%	100%

### 問2 市民意見交換会をどのようにして知ったか(複数回答有り)

市報	市ホームページ	地域役員の紹介	検討委員の紹介	その他	無回答	合計
16	8	4	4	16	2	50
32%	16%	8%	8%	32%	4%	100%

#### 「その他」の意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所からの案内</li> <li>・市からの案内</li> <li>・家族の勧め</li> <li>・NPO法人への案内</li> </ul>
--

### 問3 参加理由(複数回答有り)

大分市の事業に関心があるから	市政への市民参加に関心があるから	条例に関心があるから	知人・友人の誘い	その他	無回答	合計
14	18	18	3	5	0	58
24%	31%	31%	5%	9%	0%	100%

#### 「その他」の意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社を代表して</li> <li>・理解ができていないため</li> <li>・何でも知っておくため</li> <li>・他の市民の考えを知るため</li> </ul>
--

### 問4 「大分市まちづくり自治基本条例」(素案)の内容

理解できた	どちらとも言えない	理解できなかった	無回答	合計
23	13	6	3	45
51%	29%	13%	7%	100%

### 問6 「大分市まちづくり自治基本条例」の周知方法(複数回答有り)

市報への掲載	市ホームページへの掲載	シンポジウムの開催	パンフレット等の作成	その他	無回答	合計
27	14	13	5	8	5	72
38%	19%	18%	7%	11%	7%	100%

#### 「その他」の意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区での説明会</li> <li>・各校区での説明会</li> <li>・情報番組で特集</li> </ul>
--

## 【市民意見交換会アンケート集計表】

開催日	11月15日(火)	会場	大在市民センター
参加人数	18人	アンケート回収数	12

### 問1 年齢

20未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	合計
0	0	0	1	4	4	3	0	12
0%	0%	0%	8%	33%	33%	25%	0%	100%

### 性別

男性	女性	無回答	合計
11	0	1	12
92%	0%	8%	100%

### 問2 市民意見交換会をどのようにして知ったか(複数回答有り)

市報	市ホームページ	地域役員の紹介	検討委員の紹介	その他	無回答	合計
3	2	4	1	3	0	13
23%	15%	31%	8%	23%	0%	100%

「その他」の意見

新聞 自治委員連絡 協議会
---------------------

### 問3 参加理由(複数回答有り)

大分市の事業に関心があるから	市政への市民参加に関心があるから	条例に関心があるから	知人・友人の誘い	その他	無回答	合計
4	6	6	0	0	0	16
25%	38%	38%	0%	0%	0%	100%

「その他」の意見

--

### 問4 「大分市まちづくり自治基本条例」(素案)の内容

理解できた	どちらとも言えない	理解できなかった	無回答	合計
6	5	1	0	12
50%	42%	8%	0%	100%

### 問6 「大分市まちづくり自治基本条例」の周知方法(複数回答有り)

市報への掲載	市ホームページへの掲載	シンポジウムの開催	パンフレット等の作成	その他	無回答	合計
9	7	4	1	3	1	25
36%	28%	16%	4%	12%	4%	100%

「その他」の意見

TVやマスコミを利用する パンフレットを全世界に配布する
---------------------------------

## 【市民意見交換会アンケート集計表】

開催日	11月17日(木)	会場	野津原市民センター
参加人数	35人	アンケート回収数	23

### 問1 年齢

20未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	合計
0	0	3	3	7	7	2	1	23
0%	0%	13%	13%	30%	30%	9%	4%	100%

### 性別

男性	女性	無回答	合計
16	0	7	23
70%	0%	30%	100%

### 問2 市民意見交換会をどのようにして知ったか(複数回答有り)

市報	市ホームページ	地域役員の紹介	検討委員の紹介	その他	無回答	合計
9	3	4	1	5	2	24
38%	13%	17%	4%	21%	8%	100%

「その他」の意見

・商工会議所からの案内

### 問3 参加理由(複数回答有り)

大分市の事業に関心があるから	市政への市民参加に関心があるから	条例に関心があるから	知人・友人の誘い	その他	無回答	合計
7	8	4	6	1	2	28
25%	29%	14%	21%	4%	7%	100%

「その他」の意見

・会社からの指示

### 問4 「大分市まちづくり自治基本条例」(素案)の内容

理解できた	どちらとも言えない	理解できなかった	無回答	合計
3	9	10	1	23
13%	39%	43%	4%	100%

### 問6 「大分市まちづくり自治基本条例」の周知方法(複数回答有り)

市報への掲載	市ホームページへの掲載	シンポジウムの開催	パンフレット等の作成	その他	無回答	合計
14	6	5	0	3	0	28
50%	21%	18%	0%	11%	0%	100%

「その他」の意見

・各自治区での説明会

## 【市民意見交換会アンケート集計表】

開催日	11月19日(土)	会場	鶴崎市民行政センター
参加人数	48人	アンケート回収数	39

### 問1 年齢

20未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	合計
0	0	1	4	3	12	17	2	39
0%	0%	3%	10%	8%	31%	44%	5%	100%

### 性別

男性	女性	無回答	合計
24	2	13	39
62%	5%	33%	100%

### 問2 市民意見交換会をどのようにして知ったか(複数回答有り)

市報	市ホームページ	地域役員の紹介	検討委員の紹介	その他	無回答	合計
18	5	10	1	4	3	41
44%	12%	24%	2%	10%	7%	100%

「その他」の意見

・友人から
-------

### 問3 参加理由(複数回答有り)

大分市の事業に関心があるから	市政への市民参加に関心があるから	条例に関心があるから	知人・友人の誘い	その他	無回答	合計
7	15	17	7	1	2	49
14%	31%	35%	14%	2%	4%	100%

「その他」の意見

・市からの案内
---------

### 問4 「大分市まちづくり自治基本条例」(素案)の内容

理解できた	どちらとも言えない	理解できなかった	無回答	合計
11	15	9	4	39
28%	38%	23%	10%	100%

### 問6 「大分市まちづくり自治基本条例」の周知方法(複数回答有り)

市報への掲載	市ホームページへの掲載	シンポジウムの開催	パンフレット等の作成	その他	無回答	合計
21	7	7	6	1	6	48
44%	15%	15%	13%	2%	13%	100%

「その他」の意見

--

問5集計

・条例を作っただけに終わるのではないか。
・どのように生かすか、これからの問題である。
・条例の必要性について理解できない。
・自治会の要望は今までも聞いていただいている。条例まで作る必要がない。
・市民参画機会について
・条例案が浸透できるか。
・自治活動が非常に多中、自治委員に益々負担がかかる。
・きれいごと過ぎる条例。現場のことを知らない人が作っている。
・実態に合致していない。経済の実態と離れ理想論に過ぎない。
・住民意識と乖離している。
・抽象的で分からない。
・分かりやすい条例にして欲しい。
・市議が全てできないはず。担当職員と協働で行う内容が欲しい。
・地域の色々な事務に参加してくれる人が少ないので、計画どおり実施できないと思う。
・管理職市民が行うべきことが具体的でない。
・短時間では理解できない。
・各地区の特殊性を加味してもらいたい。
・これからどのような変革をしていくのか分からない。
・具体像が見えにくい。
・市民にこの条例があることを周知してもらえるのか。
・今のままと違ったところがはっきりしない。
・素案を作成する背景、問題が分からない。
・もう少し文章を平たく書いて。
・市民の権利が出しづらい。
・法律とどう並立するか。
・第29条は実態を踏まえた方向づくりを望む。
・制定により現在の活動がどう変わるかが分からない。具定例を挙げて説明が必要である。
・個人の意見を取り入れること。
・地域コミュニティに責務を押し付けるものと理解した。
・検討が不十分である。
・現段階では反対である。
・市民の責務で市民の参加意識を高める手立てを明記する。
・元々ある法令について、文言としたものであるように考えるが、特に必要なのか。
・制定することが目的であるように見える。本当のまちづくりをどのように考えているのか見えない。
・資料の事前配布をして欲しい。

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)	
1	前文	「緑豊かな山々、豊後水道と別府湾」等々とよいことが謳っている。この条文のようにやっていただきたい。		大南	理念		
2		「子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ発展させていくことを誓い」とあるが、 <b>経済の発展に関することが一切触れていない。一考して欲しい。</b>	具体的な部分は、総合計画の中で体系立てて記述をしている。また、他の条例にも謳っている。	大在			
3	第1条(目的)関係	Q & AのP. 5に「方法を決定するのは、最終的には市民である」と記載しているが、こういう意思決定に自治会が関わっているという意識はない。		植田	理念		
4		市議を通じないと何もできないのか。市議、市民の役割を対等にするということが目的として書いてある。		大南			
5	第2条(定義)関係	「自治」の定義付けはどうか	「自治」については、理念部会で何度も論議したが、辞書を引いてもきちんと説明されていないので、この条例で「自治」をきちんと謳うよりも、読む人それぞれの立場から「自治」について考えてくれた方がよいのではないかということで、曖昧な形のまま残している。	植田	理念		
6		第3節に「市長等」とある。「市長等」の定義付けたものはどこにあるか。	第2条に規定している。	佐賀関			
7		<b>外国人も市民か。外国人も市民の中に入れて大分市を作るということか。</b> なぜ、日本人だけで理想とする大分市を作り上げるという考えにはならないのか。	一つの例として、大分市にはポイ捨て条例があり、大分の住民だけがそれに対して料金を掛けられてよいのか。その人が誰であれ、外国人に関しても同じことが言える。市民の権利と責務があるから、外国人も含めて市民としている。	文化会館			
8		<b>国籍ではなく、日本に、大分に一時的に観光に来る人も大分市民として見るのか。</b> 色々な個別条例にも全部市民が入っている。この市民には今の例は入るか入らないか。そのほかの市民は別に規定するのか。	極端な言い方をすると、初めて大分駅に降り立って、大分駅から改札を出られた方も市民として扱うというふうに結論した。条例それぞれで市民を定義している。基本条例で決めている市民はこれであり、個別の分は、それぞれの条例で規定することになる。				
9		外国籍の、日本人にはなりたくないとして帰化していないのに、そういう人に大分市民に参画するというのはおかしい。	大分市の市民として、まちづくりに協力していただきたい、ここに以上はしっかりと責任を果たしていただきたい。どこの国の出身だからということで排除すべきではない、という考え方である。				
10	第2条(定義)関係 第6条(市民の責務)関係	「市民」の定義は、通勤している人などが含まれているが、「市民の責務」では、「行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負う」とあり、市外の人でも市民税等の負担するのか。「市税」という言葉は <b>問題があり、少し表現を変えないと誤解をしやすいのではないか。</b>	「市税等」の「等」が付いているので、解釈上は「市税」を含めた他のものも含まれるということになる。代表的な負担として「市税」を例示し、「等」の中には、固定資産税や施設使用料もある。 <b>より適切な表現になるかどうかは検討する。</b>	植田	理念 市民		
11	第3条(基本理念)関係	「市民主権によるまちづくり」について、わかりやすく説明してほしい。	市民主権について、国で言うと国民主権になるが、市長の仕事も議会の仕事も、本来主権を持っている市民から負託をされて、初めてできることであり、これを明文化したというふうにご理解いただきたい。	佐賀関	理念		
12		以前、「時の市長によって自治の方向性が変わることを防ぐという意味で、市民の総意として国の憲法に相当するような基本条例を作ることがある。」と答えていた。いわゆる一度決めた政策は、その政策に反対して市長選挙が行われ新しい市長が来ても、その市長が政策を変えられないということである。これは民主主義か。		文化会館			

項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
13 第3条(基本理念)関係	幸せとは何か。この条例の基本理念であれば、その根拠を表す幸せな生活、幸せな暮らしとは何ぞやということをはっきり書かないといけない。どうい幸せを大分市は望んでいるかはっきりと明記すべき。		文化会館	理念	
14 第4条(基本原則)関係	「まちづくりに関する情報を市民、議会、及び市長等が共有すること」とあるが、市民は普通、情報が少ない。市民を頭に出そうというのは分るが、この情報共有原則を見ると、市民が一番情報を持つというような書き方になっていないように感じるので、 <b>検討して欲しい。</b>		大在	理念	
15 第5条(市民の権利)関係	子どもを育てるのは大人の責務である。子どもが将来健やかに育てるのは大人の考えであって、 <b>事理認定能力がない子どもが大人と一緒に意見を言うのか。それを認めるのか。</b>		文化会館	市民	
16	「市民は互いに権利を尊重し、理解し、及び協力するよう努めます。市民は自らの発言と行動に責任を持ちます」。これは、議会、行政も同じなのか。	全て一緒である。これからは社会の変化により、行政、市民、議会もみんな対等でまちづくりと一緒にやろうという理念的なもので、この条文が成り立っている。限られた財源の中で、課題解決に向けて頑張るといふ条例になってくるので、頑張りたい。	坂ノ市		
17	「子どもが将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境」とは、どういったことを求めるか。	今年の5月5日に大分市の子ども条例が施行された。大分の子どもたちは、健やかに育てほしいという想いを込めているので、このまちづくり自治基本条例に、一文そのことを入れて、しっかりと大分市は市民、議会、行政、地域がみんなで子育てに取り組んでいくという思いを入れさせていただいた。	文化会館		
18 第6条(市民の責務)関係	市民の責務の「自らの発言と行動に責任を持つ」の「責任」や「行動」についてはどうか。	みんなで社会づくりを行っていく中で、市民には、無鉄砲なことを言っても困る、提案されたことについてはある程度の責任を持ってもらうとありがたい、と捉えていただきたい。		市民	
19	「市民の責務」について、政所にはアパートが多く、学生が何千人かいる。その人たちに、市民としての意識付けがなかなか出来ないなど感じている。 <b>市民としての意識付けを高めるための意向のようなものを一行でもいいから、どこかに入れて欲しい。</b>	この条文の「市民の責務」の中の6条の1項の1で、「まちづくりで積極的に参加し、または、まちづくりに取り組むよう努めること」となっている。これでやってみてもし悪ければ、もっと強い口調に切り替えなければならないかなと思う。	大在		
20	第3章の「市民の責務」第6条だけトーンが違う。「出来るものとする」、「努めるものとする」、「しなければならない」、この3つで通しているのに、市民も責務があるならば、そうでなければならない。 <b>見直しをして欲しい。</b>	「市民参画」は、あくまでも自発的なものであり、強制されるものではないということ踏まえて、こういう取り組みとしてとなっている。果たすべき役割を潜在的に表記したものである。			
21	「市民の責務」があるが、どういう手段や方法で市民をこれに参加させるのか。市民に興味がなく、参加しない人には何らかの制約や罰則などがあるのかどうか。	大分市のまちづくりを市民・行政・議会、それぞれ三者で一体となって今後していこうという約束事という意味で書いている。罰則規定はないが、地域づくりには「皆さん参加してくださいよ」というふうな、その点で市民主体というような文言を使っている。	野津原		
22 第6条(市民の責務)関係 第8条(市長等の基本的役割と責務)関係 第9条(市長の基本的役割と責務)関係	市民の責務について「～すること」という結びにしているのに対して、市長などの責務については「～しなければならない」と異なる表現にしているのは何故か？行政が上から目線で定めているようにも感じられるので、 <b>市民参加型の条例を目指すのであれば、市民の部分と行政の部分の表現を統一するべきではないか。</b>	表現の問題については、色々な方々からの意見を踏まえた上で、それらをできるだけ反映させられるよう、 <b>さらに委員会で議論をいたしたい。</b>	明治明野	市民 執行機関 議会	

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
23	第6条(市民の責務)関係 第22条(市民参画)関係	市民部会、行政の役割と責務について、「市民は、まちづくりに参画することができる」とあるが、今までの方法とこれからの方法の差はどこにあるか。	これは、これからのまちづくりを市民が主体的にやっていく宣言ということで、ご理解いただきたい。 文章で明確化することの意味がある。明確化することで、市民、行政、議会の役割が非常に明確になり、今までは、行政主体のまちづくりというイメージだったが、市民が主体でまちづくりをするという意識を市民に強く持っていただきたい。	坂ノ市	市民 市民参加・まちづくり	
24	第6条(市民の責務)関係 第29条(地域コミュニティ)関係	第6条3項について、事業者、地域活動団体等の責務が記載されている。この中で、事業者に対して、何を求められているのか全く分からない。社会的責任とは何か。地域社会との調和を図るとあるが、具体的に調和の中身は何か。暮らしやすい地域社会とあるが、暮らしやすい地域社会とは、具体的にどういう社会か。寄与は何のことかわからない。地域コミュニティとは何か。寄与するように努めるものとするは、努力規定、責務ではなくて、最大限の努力はするが、できなくてもよいという感じでよいのか。	「努めるものとする」というのは、「絶対しなさいよ」というようなことを謳っているわけではない。強制ではないと思っている。 皆がどうすればまちづくりが活性化するか、自治が活性化していくか。そのために市民がみんなで立ち上がってこういうものを目的として私たちはこの条例を定めている。こういう抽象的な形ではあるが、個々の自治の中で理想とする物のために、住民みんなで立ち上がるように書いている。	大在	市民 市民参加・まちづくり	
25	第7条(議会の基本的役割と責務)関係 第10条(職員の責務)関係	職員は「専念します」、議会は「有します」と分けた理由について、言葉としては同じにしたほうがよい。同じ職務を全うしていくということであれば、行政と同じレベルで考えた方がよい。検討をお願いします。	議会基本条例が先にできている。その中のエキスを抜いてこの4項目にまとめている。言葉としては多分一緒である。	坂ノ市	執行機関 議会	
26	第8条(市長等の基本的役割と責務)関係 第9条(市長の基本的役割と責務)関係	第3節の「市長等」ということで、分けているが、2項に分けた理由は何か。	「市長等」は第2条の定義に定義している。「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、その他の市の執行機関及び、水道事業管理者、こういったものを含んだものを「市長等」という形で表現している。「市長」というのは、その中で特に市長がしなければならぬことがある場合には、主語を市長としている。	大在	執行機関 議会	
27	第10条(職員の責務)関係	「職員は、職務に必要な専門知識の習得及び能力の…」とあるが、若い職員に能力はない職員が多い。課題である。		文化会館	執行機関 議会	
28	第17条(情報公開)関係	市政に関する情報について、情報の公開を求めることができるということが書いており、ここでは、このような漠然とした表現になることは理解できるが、具体的な内容の規定をこれから定めることになるのか、それとも既存のシステムのままで運用していくのか。また、多くの市民は、日常的に市政の情報などには深く関わっていないので、いざ必要な情報が欲しいという場合にも、どこでそれを求めれば良いのかわからない。そうしたことが分かりやすくなる決まりなどができるのか。	情報公開については、個別の条例が先行して定められており、個人情報保護の観点も考慮した公開のシステムが、既に用意されている。しかしながら、市民参画を進める上で、市民と行政が必要な情報を共有することは、大変重要なことであるため、この条例においても、敢えて情報公開に関する基本事項を定めることとしている。市には、情報公開室という専門の部署を設けて、情報公開に関する相談に応じているし、個人情報の保護に支障が無い一般的な行政情報については、各担当課でも随時情報提供を行っているため、それらを積極的に利用していただきたい。	明治明野	市政運営	
29	第17条(情報公開)関係 第24条(市民提案)関係 第26条(住民投票)関係	資料1の4ページに、「情報の共有化」、「市民の提案」、「住民投票」とあるが、詳しく説明をいただきたい。	手続き的な部分で言うと、情報公開では、市民と情報を共有するために色々な情報を公開している、情報公開条例がある。住民投票は、地方自治法で規定があるが、今後団体意志としてこの条例を根拠に住民の投票を行う時のものである。市民の提案は、今は色々な制度で意見、要望等をいただいているが、この条例では第24条に謳っている。そういうことを市の団体意思として、条例に規定したという形になっている。	佐賀関	市政運営 市民参加・まちづくり	
30	第20条(危機管理体制の整備等)関係	東日本大震災のため、全国的に危機管理が言われているが、これに関するものは第20条にしかない。具体的な手立てが条文化されてもよいのではないか。	第11条に総合計画を規定しており、最上位の計画となっている。この総合計画の中で、防災、安全の確保の規定があり、これを受けて地域防災計画を定めている。地域防災計画については、東日本大震災を受けて、県が計画の改訂に向けて作業を進めているので、これとの整合性を図りながら、市としても改めて策定することになる。さらに、これを受けて細かな事業を実施していくことになる。	植田	市政運営	



項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
31 第21条(行政組織の編成)関係 第29条(地域コミュニティ)関係	第21条の「行政組織の編成」と第29条の「地域コミュニティ」の関係について、自治会(住民組織)との関係をどういうふうにしようとしているのか。市からの依頼に対し、その末端組織は自治会(住民組織)である。その位置付けをどういうふうにしているのか。また、検討会の中で、どういうふうに運用していこうという意見が出たのか。	「地域コミュニティ」という場合には、町内会や自治会などの組織がある。その組織を代表する方と行政側の組織と重なる接点のところに自治委員(特別職公務員)がいるが、 <b>行政の組織としての自治委員と町内会の組織の長である町内会長とは、分けて考えるということを決めてきた。なお、その使い分けは、以前から問題になっている。議論はあったが、結論は出ていないので今後検討したい。</b>	植田	市政運営 市民参加 まちづくり	
32 第22条(市民参画)関係 第27条(審議会、懇話会等)関係	条例の目的の一つに、市民がより市政運営に参加してもらえるようにすることであり、このことは非常に素晴らしいことだが、複合文化交流施設や県美術館にしても、常に作るという行政の決定を前提に進められてきたという印象を持っている。今後、この条例が制定されることによって市民参画や情報提供が積極的に行われるようになれば、市民目線での意見が取り入れられて、必要な見直しなどが行なわれるようになるのか。	この条例は、今までの条例とは違って、公募による市民を含めた検討委員が中心となって、条文案を策定した。また、各種計画を策定する際にも、従前のように行政が作り上げた案に対し意見をいただくというのではなく、案を作成する段階から、検討委員会等を組織して、広く市民の意見を反映させるための取組を行っているが、こうした取組についての情報発信が不十分だった面もあって、このようなご意見をいただいていると思うので、今後は、しっかりと情報発信をしたい。	明治明野	市民参加 まちづくり	
33 第23条(協働の推進)関係	23条だけ、市民、議会、及び市長とあるが、ほかの所は全部、市長、議会、市民となっている。ここだけどうして順番が変わるのか。協働を推進する時には市民が立役者ということか。それで順番を変えているのか。	今後、整理の段階で調整する。	文化会館	市民参加 まちづくり	
34 第24条(市民提案)関係	市民提案というのは、市民が支所とか窓口を通じて提案をするのか。	市民の提案は支所もよいし、市長室が提案制度を設けて、常時募集している。	佐賀関	市政運営	
35 第24条(市民提案)関係 第25条(市民意見の聴取)関係 第26条(住民投票)関係	「第5章 市民参画等」に「市民提案」、「市民意見の聴取」、「住民投票」が謳われているが、実行するには大きな困難が伴うと思うが、これを実現するようにお願いしたい。		大南	市政運営 市民参加 まちづくり	
36	住民投票は、そういうような問題が起こって、賛成・反対というような形で一つのまとめができた時に、市はそれに縛られるのか。	第26条では、「その結果を尊重しなければならない。」とある。そういう事案が発生した時には、条例は議決事件であるので、議会の意思を確認し提案して議決後に住民投票を実施する形になる。	佐賀関	市民参加 まちづくり	
37	市民が住民投票を要請するような項目がない。市民が直接、市政に対する要望、住民投票をしてほしい、どこか審議会を作ってほしい、という <b>要望を取り上げるシステムがこの中に入らない。それは是非入れていただきたい。</b>	住民投票については、細かい個別の規定があるのかということない。将来的に、その部分は充実されてくると予想するが、元がなければ次なる展開がないので、様々な展開の仕方があるということでは止めている。			
38 第26条(住民投票)関係	市民の要望があれば住民投票も行うということを入れたらいい。一方的である。条例であれば、その中にその下の条例の根拠となる条文がないと、これは作れない。市長がこれについて書いてあるなら、住民もということを書いて欲しい。そうしたら、市長の権利をここに書くよりも <b>住民の権利を書いて、市長の分は、地方自治法にありますよと書いたほうが柔らかくなっていいのではないかと、ここに書けないのか。</b>	住民投票は、地方自治法第74条に規定している。公職選挙法に準拠した方法を取って、50分の1の署名を取って住民投票の請求ができるという規定になっているので、住民投票を否定するものでもないし、それは別の法令で定められている。自治基本条例というのは一般的な理念や基本的なルールを記載しているので、住民投票については、地方自治法に明確に規定されている。条例の記述の仕方だが、住民の発議を別に謳っているところもある。市民に伝えやすいようにと思ったが、誤解を受けるのであれば、この文はもう一度練り直さなければならないと思う。部会に持ち帰り検討する。	文化会館	市民参加 まちづくり	
39	第26条について、地方自治法に疎いものにも分かるように、 <b>項目を1つ追加して欲しい。</b>	それも含めて検討する。			
40	住民投票について、これはどういうふうにして市民に対して権限が与えられているのか。住民投票によって意見を取り上げるのに大多数になった時に、どこまで誰が責任を持つのか、ということがこの条例の中にあるのか。	住民投票については、直接請求が自治法の74条で規定されている。50分の1の署名を集め条例の制定を請求できる。今回は、基本的な理念やルールを書いているので、他の法律で否定されている分は明記していない。あえて謳い込んでいない。	野津原		

項目		意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
41	第26条(住民投票)関係	住民投票で決定したものについて、絶対的なものはあるのかどうか。また、住民からはできないのか。	住民投票が行われた時の拘束力について、基本的にこの部分の拘束力はない。ただし、結果は尊重しなさいという形になっている。また、地方自治法74条の規定により、住民の50分の1の署名をもって条例の制定、住民投票条例を制定しなさいという請求ができる。それに基づいて、議会が議決をすれば執行される。	野津原	市民参加まちづくり	
42	第28条(都市内分権)関係	市に法面の草刈をお願いしたが、「予算がないからできない」と最初の年に断られた。第28条に課題の解決が謳っているようだが、小課題を吸い上げるシステムや、 <b>限られた予算の中で優先順位をどう決めるか</b> も書いていない。 <b>そういうシステムを具体的に載せられないのか。</b>	地域における課題解決は、第29条に記載されている。支所には地域推進担当を置き地域活動を支援している。この条例は理念を謳った最高規範であるが、個別の課題について行政として如何に吸い上げ、如何に実行していくかについては第9条に謳っており、また、この条例は、まちづくりを皆で行っていくというものである。行政、市民、議会がそれぞれの責任、権利等を持つということを謳っているので、全体像を見て判断いただきたい。	大南	市民参加まちづくり	
43	第29条(地域コミュニティ)関係	市が、地域コミュニティは自治会や子ども会などを指し、条例に定めることで、今まで以上の責務が求められると新聞に記載されていた。この辺の意味がよく分からない。自治会や子ども会は任意団体であって、市民の責務を果たせと言うなら、子ども会に限ったことではないと思う。ところが、ここには地域コミュニティは子ども会や自治会であり、今まで以上に責務を果たせとある。新聞の内容が違っているなら、検討委員会として、これは間違っているということを伝えないといけない。	新聞は、中身を正確に伝えないといけませんが、一部分だけ特出して文章を出すので、前後の言葉が抜けてしまうとつながらなくなる。地域コミュニティ自体は、子ども会を含め色々な団体があるから、それを総称して呼び、そこに責務を与えるのではなく、その地域をしっかりと運営するために、持っているノウハウを使い、その責任の上でしっかりとやっていただきたいと思う。新聞の記者に対し説明した。地域コミュニティは第29条にあり、「市民の責務」が第6条に書かれている。恐らく、これらのことが記事の短い文章の中で書かれているので、「地域コミュニティ」と「責務」が混じたのではないかなと思う。	文化会館	市民参加まちづくり	
44		どうい地域の特性を活かすのか。「地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し」とは、どういったところを支援するのか。	地域コミュニティは、今からまちづくりをしていくうえで非常に大事な核になる。地域づくりをするためには、地域が地域の意向を把握し行政に提出すると、行政はそれを汲み取りながら、新たな行政対応を行う。それが地域コミュニティとの関わりということである。			
45		<b>地域で責務をと言われた時に、私たちも苦しんでいる中で、そういう言葉を入れられると非常に負担になる。都市計画の顕徳町での話もあったが、具体的な方法で検討を進めていただきたい。</b>				
46		地域の特性を生かしたまちづくりについて、どこまでの特性を活かし、どのようにするという事は、市で明解に分かっているのか。	地域の特性というものは、それぞれの地域でどのようなまちづくりをするかの話し合いをするとか、一つの目標をもって行動するとか、その中で生まれてくるもの。市がどうしなさいということではなく、あくまでも市民の皆様の自発的行動の中から生まれてくるものである。			
47		「自治」というのは、「大分市」を一括りにした自治と理解していたが、先ほどの委員の説明では、それぞれの地域の区域ごとに自治があつてということであった。「自治」というのは、地域コミュニティが独立しているということか。	「大分市自治基本条例」と言った時の自治は、大分市の自治である。ところがこの自治というのは色々関係性を持っている。大分市としての大きな自治を考えるための基本条例なのだが、都市内分権の問題もあり、この大きな自治というのは色々な自治組織の構造と言うか、組み合わせの中で一つの自治を任せることになる。大きな意味では全体の自治だが、各々の自治のことについても無関係ではない。			
48	第32条(この条例の位置付け)関係	「最高規範」の意味について、他の条例でこの条例の趣旨に反する場合は、どのように処置されるのか。この条例は一つの理念を示しているということでしょうか。	「最高規範」の位置付けをしているが、それぞれの条例についての上下関係はない。大分市のまちづくりの方向性を定める基本条例になるので、条例の見直しを行う場合は、この条例に基づいて見直しすることになる。また、行政運営や議会活動は、この条例に基づいた形で行うことになる。今後条例を作っていく場合は、この条例に基づいて作っていくことになる。見直しをする場合も同じである。なお、この条例は理念を示しているということである。	大南	全体	

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
49	第32条(この条例の位置付け)関係	この条例は大分市の最高規範であるということである。資料4に体系イメージが付いているが、もう少し詳しく説明して欲しい。	最高規範制について、国の法体系を見ると、最高規範として憲法がある。憲法の下に、国会で制定される法律がある。法律の下に地方公共団体が制定する条例がある。このまちづくり自治基本条例は、条例の中の最高法規という位置付けをしている。ここに、ピラミッドの頂点にまちづくり自治基本条例を掲げたことによって、存在する個別の各条例が十分にまちづくり基本条例に沿った内容になっているかどうか、精査されてくる。個別の各条例、更には各規則、規定等が更に前進していくのではないかと期待される。そういう意味で、条例はできているからよいというのではなく、条例が更に精査されていく。更にはまちづくり基本条例に該当する、それを個別に具体化していくような条例・規定が存在しないとすれば、それは更に新たに制定し規定するというようになっていくという推進役の役割をこのまちづくり自治基本条例が果たすという位置付けである。	鶴崎		
50	その他意見	「まちづくり」という意味でいうと、自治会等が行っている活動が「まちづくり」になると思っているのが、条例ができることは活動の目安がはっきりしてくるので、よいと思う。逆に、自治会活動が「まちづくり」の一つの役割を担うべきとこの条例で位置付けられれば、何故「まちづくり」まで担うことになるのかということもある。		植田	全体	
51		地域の住民の中には、自治会に加入しない人がいる。この問題は、自治会だけでは対応できないのが現実である。何かよい知恵がないかと思う。	自治会に入っていない人の問題は、この条例ができることによって、さらに加入促進がスムーズにできていくと私達は期待している。			
52		毎年自治委員が変わるところがあり、活動の中身に差が出ている。誰でも簡単に自治会長になってよいという時代とは違って来たのかなと思う。自治基本条例の持つ意味は大きいということで評価したい。	昨年の市民意見交換会時に、「自治会活動が困難を極めている」という意見をいただいたため、市長に説明し、自治会のサポートプランを促進しようとしている。庁内の部局長、課長で構成される推進会議を立ち上げ、自治会の活性化、加入促進、運営支援、職員の地域行事への参加等、検討を行っている。この会議の効果を積極的に出したいと考えている。			
53		この条例が制定された後に、この条例に基づく新たな施策が考えられるのか。	市長は、地域の活性化のために、例えば補助金等の一括化を図りながら、自治会が地域の運営をよりやりやすくできないかということも考えている。この条例の中に都市内分権の規定があり、地域の皆さんに独自性を発揮していただくため、権限、財源を移譲しながら、より地域活動を活発化させたいという主旨で規定されている。			
54		「自治」は、それぞれの集団で「自治」がある。大分市の自治活動が上手いくためには、自治会の活動が大きい。自治会をもう少し助けてもらいたい。その点は、よろしく願いたい。				
55		市民の意見が行政に反映されるということについて、市民と議員は概念的には一つでよいのではないか。また、議員に住民の声を伝える仕組みが足りないと思う。	市民と議会と行政の関係でこの条例を作ろうとしている。議員の役割としては、今後行政のチェック機能が大きくなっていくと思う。そのために、議会基本条例には市民への対応が細かく規定され、この条例の第7条には、議会の役割と責務の規定がある。			
56		もう少し具体的な事例を挙げて説明してもらわないと分かりにくい。例えば、「この条例を作ることによって、今まではできなかったこんな取組ができるようになります。」とか。	この条例の内容は、これから行政と市民が手を取り合って、どのような取組を行っていくかという方向性や、それに向けて市民の方に是非お願いしたい事項などについて定めているものであり、個別の施策については、他の条例や各種計画の中で定められることから、現段階で具体的な事例を挙げることはなかなか難しい。だが、この条例を定めることによって、市民総参加の機運が高まってくれば、例えば自治会への未加入の問題など様々な問題の解決に対しても良い影響が及ぼされるであろうと考えている。			明治明野

項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
57	自治会として、いろいろな町おこしの活動を行っている中で、市からも補助金をいただいていることはありがたいのだが、用途についての制約が多くて、なかなか思ったとおり活動に活かさないという実態がある。本当に良いまちづくりを行うためには、できるだけそうした制約をなくしてもらいたい。これは、市にとっても国からの補助金の使途が細かく決められていて、使いづらいというのと同じことだと思う。	国から地方への補助金についても、用途について地方が自由に選択できる一括交付金化の取組が行われようとしているが、本市においても、そうした流れの中で、地域内分権や地域への一括交付金化を目指そうということで、これをどのように進めていくかという検討を行っている。また、「地域まちづくり活性化事業」や「ご近所の底力再生事業」などについては、地域への一括交付金化に向けての検証の材料という意味も含めて行っている。			
58	既に自治基本条例を制定済みの他都市において、条例制定によるメリットとしてどのような効果があったのか、紹介できるような実例があれば、教えてほしい。そうしたことを含めて、市民の方への広報・周知を、より積極的に行っていただきたい。	市民が積極的に市政に参加してくれるようになったり、市政への意見・提言が以前よりも建設的な内容が寄せられるようになったという例や、あるいは、市政運営においても、市の責務や役割を明確にすることで、より市民に開かれた行政が行われるようになっていくことを聞いている。この条例を作るだけでは意味がないので、市民への周知には、是非力を入れて取り組みたい。また、その中で、いただく意見については、制定後5年以内に行われる見直し作業に活かしていきたい。	明治明野		
59	他の先進市、特に同等規模の都市における状況の中で、市政への市民参画が進んでいるとか、行政主導ではなく市民の意見が十分に反映された政策判断が行われるようになった実例などを示してもらえると、条例の必要性や市民参画の重要性が、より分かりやすくなると思うが。	ご意見の主旨は、情報の共有化の推進と、それによる市民参画の促進が重要であるということかと思うが、そのための一つの方法として、こうした条例の制定というのがある。これまで、市民が中心となって策定した条例というのは無かったと思うが、市民主権という考え方に基いてこのような条例を策定するということは、情報共有・市民参画を進めていくという姿勢の表れでもあるので、これを機に、そうした取組をさらに進めていきたい。			
60	こうした意見交換会を開いていただいたことは、非常に良い事だが、この1回で十分な説明が終わったということにはならないと思うので、今後も広く市民に周知させるための方策を工夫して行ってほしい。			全体	
61	「まちづくり」の定義がはっきりしない。				
62	色々な相談について、一括して受けて振り分けるシステムづくりが必要である。窓口で的確に伝えるようにしてほしい。	各支所に自治委員等の意見を受けてとめ、各課に引き継ぐようにしているので、まず支所に相談していただきたい。なお、窓口での対応については、行政課題ということで持ち帰る。			
63	基本条例を整理するための会議に終わっているようだ。地域の問題をきちんと把握してもらい、処理をしていく。そういう方法を具体的に検討していただきたい。	今の意見は、行政に対する課題という事で持ち帰る。どういう問題に予算を使って欲しいかを行政がきちんと把握して予算を振り分けていく、という考え方も取られていかなければならない。			
64	他都市の制定状況はどうなっているか。	最高規範性を有する条例は、200超となっている。	大南		
65	行政側の意識改革が必要である。まちを良くしようと思って自治委員は苦情や問題を提起するが、それに答えられないようであれば、この条例を作っても絵に描いた餅になる。また、議会もそれをしっかり監視し、また指導するような体制をとる必要がある。市民の要望に応えられるようにやってほしい。	この条例では、行政の責務ということで職員の責務等を謳っている。この基本条例ができたら行政も変わらないといけない。議会も議会基本条例ができているので、議会としても変わっていかなければならない。この条例は、行政も変わるという決意の下で作っている。それを踏まえて監視していきたい。			
66	小さい問題を吸い上げるシステム、透明性、方法を謳った条例を作らないと進まない。「まちづくり」に、そういう問題点も全部含むということにしてくれてよい。それであれば、この条文でそういうことをやることになっているだろうという形になる。	この条例に含められるかどうか、委員で検討する。「まちづくり」が漠然としているという話しは部会の中でもあった。それを狭めた範囲で固定すると、持っているイメージが膨らみきれない。イメージを膨らませ、個々のまちづくりから大分市のまちになって欲しいという願いで条例案を作っている。			

項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
67	「まちづくり」を定義すると範囲が狭められるのであれば、範囲を全部入れたらよい。ここの条文ではなくても、どこかでそれを定義して欲しい。別の条例でもよい。	具体的なものは、この条例から派生する他の条例が出てくる。そういう問題については5年で見直すとか、個別条例がいるということになった時に、それが成案されることになる。これを基にして制定される。	大南		
68	一部の人々が雲の上の話をしているようだ。自治会の問題について、話が通るような制度にしないとイケない。	今の意見は持ち帰り検討する。			
69	罰則、拘束力、強制力はあるのか。罰則も拘束力も何もないとなると、市民がこんな事にいちいち構っていられるかということが実情ではないか。	罰則等は設けていない。地方分権の中で、市民にも自己責任・自己決定という方向付けができています。主体的にまちづくりに参加するという流れの中で、作っていかうとするものである。			
70	かなりまちづくりに参加している。市が草刈りとかをしないので、ボランティアでやっている。	現状でやっていないということではなく、さらに市民が主体的に取り組んでいただきたい。そして市や議会等に積極的に意見、提言をしていただく。意見が確実に市政に反映されるので、そういう意味も含めて条例を制定するということである。			
71	この条例ができれば、市民が要望したら実現するのか。小学校に通うのに歩道のある通学路と歩道の無い通学路がある。一つの差別ではないか。	歩道については、物理的な事情があると思う。今のような意見を積極的に出されることで、行政側も情報を積極的に開示し、開かれた行政が行われることになる。積極的に意見を挙げる機会作りになる条例である。			
72	検討委員の中で、自治会の総会で自治会をよくしたいという意見を出された委員がいれば、意見を聞いてみたい。	私の自治区には、850軒あって約2000人が住んでいるが、参加率は1%である。そのため、毎月手書きの回覧板を作ることで、町内の行事やまた進むべき方法は理解してくれるようになった。私の校区では、毎月1回会議を持ち情報の共有を行い、意見交換をしている。自治会でできるものとそうでないものを区別している。校区には一斉に周知している。そういうことを検討したらよいと思う。		全体	
73	この発想の原点は、地方分権の時代を迎え、どうコミュニティや市が対応していくかという基本的な考え方を持たれているのか。	地方分権により、それぞれの権限や責任が拡大し、それに伴い自己決定・自己責任が求められる流れになっている。自治体としても、地域のことは自らの責任においてまちづくりをやらなくてはならないということで、その流れの中でこういう動きが起きている。	坂ノ市		
74	この発想を出したのは国か市長か。	国が希望した訳ではなく、地方分権の流れの中で、責任や権限の拡大に伴い、自己責任・自己決定によってまちづくりを進めなければいけないということに基づいてこれが広まっている。			
75	市議会では、どのような意見集約がされているのか。	市議会で集約しているという所までは至っていない。市議会議員が各会派から代表で9名この検討委員会に出て、各部会に分かれ条文ごとに検討している。各個人の意見等を述べながら、この条例の提案に向けて参加している。議会に上程されれば、そこで検討する形になる。			
76	先進地はどのような所であって、これを作ったために新しい動きが出たということを感じられているのか。	全国の市町村の中で、約200の自治体で制定している。基本的に市民の権限や責任が明確になることによって、自ら進んでまちづくり、自治体運営に参画していかうという意識が醸成される。それにより、自治体の運営が活性化し、更には自治体、議会の責務、役割が明示され、積極的に情報公開して、市民に開かれた行政を行っていく。そういったメリットがある。			
77	まだ意見が反映しにくいことがある。自治会での意見、それが直接議会にいくかどうか。そういう組織、そういう場を作る必要がある。自治会長の集まりでの提案、そこに議員が行き状況を把握する。そういう体制作りを考えて欲しい。				

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
78		「まちづくり」という概念について、教えていただきたい。	この「まちづくり」は、コンクリートで作った建物や道路等を想像するかと思う。そういうものも含めて、また内面的な、精神的なものも含めて「まちづくり」という言葉にしている。			
79		この文章によって、どういうふうにも今までの市民の姿が変わっていくのか。行政の姿が変わっていくのか。それを具体的な形で書き説明していただきたい。	今の意見は今後検討する。みんなで大分市のまちづくりをやっていきたいという想いの中で、理念として、言葉としてまとめたものがこの条例である。時間的な流れの中でまた定着していく。行政もこの条例に書かれた趣旨の下で行政を執行していくので、そういう意識、システムを形作っていきたい。	坂ノ市		
80		「資料1」の3について、「ということにならないかもしれないが」ということを、文字でいきなり書いたらダメになるのではないかと。もっとプラス的なものの表現で書いていただくと私は嬉しかった。	条例そのものが大分市をこれから変えていく力になるのではなくて、この条例ができた後に、どれだけ真摯に大分市のまちづくりをやっていけるかという意味合いを含め、条例ができただけでは変わるものではないという意味合いで表現した。			
81	その他意見	条例素案をまとめるにあたって、最も委員の間で議論があったところはどこか。	理念部会では、「市民」、「住民」の定義、前文の中に条例全体に係る精神をどう盛り込むかという所で大きな時間を取った。市政運営部会では、今まで大分市が取り組んできた行政運営を継続しながら、皆さんにわかりやすい形で伝えることと、「まちづくりの推進」の中に「多様な文化の尊重等」が入っているが、部会の議論後に全体会で協議し、最終的には「まちづくりの推進」の中の一つとして挙げることになった。市民部会では、自治会の運営をする上での問題点、それをどうやって今まで運営しているかということをもとめていくのがこの自治基本条例であるとの議論や、自治会の運営を行うのに何をすればよいのか、この自治基本条例をどう使えばよいのかについての協議を行った。執行機関・議会部会では、議会基本条例を先に制定したので、その中身との整合性の議論が若干出た程度である。また、地方分権一括法ができており、市長の権限が大幅に増えてくるが、その中で議会のある役割、今後の役割の議論があった。市民参加・まちづくり部会では、委員それぞれの活動を振り返りながら、納得して一つ一つ進んできた。また、「協働」に対する定義は、かなり議論を重ねた。	佐賀関	全体	
82		この条例ができて施行になった時に、市民にどのようなPRをするか。その方法について教えていただきたい。	【事務局回答】 条例は来年の3月の議会で上程をしたいと考えている。その後は、まずは市報に掲載をしたい。また、シンポジウムを開催し、条例ができた後のまちづくりはどうあるべきか等の形で市民にPRしたい。また、ホームページに記載することや、市長の「おでかけ市長室」でも話をしたい。幅広く市民に周知していきたい。また、この条例は、中学生にもわかりやすい条例をという事で、平易な文章表現をしている。中学生に条例を授業の中で取り上げ、今後の大分市政を十分認識していただくというような形で、そういう子ども達にレクチャーをしていきたい。			
83		この検討委員会はいつ設置されたのか。市民にどのような情報を提供したのか。昨年、中学校単位で開催をと発言したが、実施されていない。設立月日と今後の考え方をお尋ねします。	設置したのは平成20年6月である。2回目の市民意見交換会開催するまでに87回の検討委員会を重ねた。通常、資料は本庁、各支所単位で資料を置くが、地区公民館、校区公民館にも資料を置き、周知している。			
84		87回行い、今回は2回目の市民意見交換会だが、小単位での開催の話があって当然よかったのではないかと。	87回と言う話の中で、我々委員は各々仕事を持っている。一定の限界というのがあり、理解をいただきたい。			
85		87回もやって、意見交換会が余りにも少ない。2~3人で各地区に分かれて回数を多くすることは可能と思う。1人、2人と委員が分かれて説明会をしないのか。	委員の論議を深めないと、それぞれ個人の意見で自分が思っている自治基本条例像や大分市像を語ってしまわないかという危険性がある。委員が同じ意見という確認が出来たので、すぐに市民に知らせる意見を伺おうとしたのが去年の意見交換である。その後、更に論議を深め、もう一度我々がまた同じ目線で、誰が喋っても同じことが言えるようになったということで、再度意見交換会に臨んだところである。	文化会館		

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
86		委員の考えが統一できたところで、説明会を開いたという説明をされた。そうであれば、2,3人に分かれてもできるのではないかと、というのが私の質問である。自己矛盾を感じていないか。	市民意見交換会の開催の規模の問題については、これまでも色々な形で議論をしてきた。多くの市民から意見をいただきたいが、そういうことにならなかったということである。委員ができる範囲で誠心誠意お願いしている。ご理解いただきたい。			
87		この基本条例の必要性については、あって当然のものであり、遅きに失している。議会、市長、市民がどういう立場で話し合いをするか、という基本的な部分について共通理解があまりない。したがって、なかなか効率的に要件を踏まえて話し合いを進めることができない。回数を更に重ねてもさしたる進展はないと思う。説明会を重ねることはないので、中身に入って欲しい。				
88		委員の間で意見が統一できないから、一人一人が説明できないと言うやり方が理解できない。なぜそのようなやり方が取れないのか、ということは何回も聞いている。2,3人で集まってすれば、50,60ヶ所できる。そういうやり方をされたらどうか。また、企業への説明が無いのはおかしい。	検討委員の中でも企業に対する説明を、という意見があった。今回は、商工会議所にお願しいし開催案内を送付した。企業も参加できるように土曜日で3回開催する。また、NPO団体、市民活動団体の216団体にも開催案内を送付した。			
89		こちらからの希望があまり盛り込まれていない。こういう意見が出ているのであれば、それを取り込んで、今後こういうふうにするという形で前向きに受け取ってもらいたい。	開催の回数をどうするかとか、どの場所であるかということは、全く市とは関係なく、私ども委員会で決定したことである。先ほどから設定が大きすぎる、回数が少ないのではというご批判は受けとめる。そういう強いご意見があったということを踏まえ、持ち帰って検討したい。			
90		3月の制定を非常に急がれているが、わずかな人数の意見を吸収しても地域にこれが浸透するのはもっと先になる。条例は制定してもよいが、なぜ3月なのかがよく分からない。	3月に期限を切っているわけではない。結果的には、そういうことになる可能性が高いということである。3月までに何が何でもやっけていかなくてはというような、全体会の共通理解ではない。一つの目標の時間設定として、3月をゴールインとして目指すということである。			
91	その他意見	先ほどから、もう少し小さな区域で決定するように会議を持ったらどうかという意見が出ている。小さな区域で会議を持つためには3カ月くらいじゃ大分市は済まない。中身の濃いので、十分検討されて煮詰まったという判断ができれば、制定したらよい。	この会は素案の説明をする会なので、これをもとに色々な意見をいただく中で、更に修正すべき点があれば修正をする。そのためには、できる限り沢山の機会を持つことがよいと思う。3月に限定して締め切るということではない。今後、広く市民の意見を聞く機会がどういう場面で行えるのかについて、検討することから始めたい。	文化会館	全体	
92		偉い人ばかりで集まり話がまとまって、市民には責任や行動を押しつけている。おかしい所があるのに、委員は見直さなくて来年3月を目指すのはいかがなものか。	おかしいなというところは、これを持ち寄って次の会に活かす。絶対3月にこれを決めて押し通すというわけではない。合意形成ができないと、人は動かないし、どうなっているかわからないということであれば、価値もない。反映されるような文を作りながら、広報活動なり周知活動なりを取っていく。			
93		この条例は、地方自治法とどう関係しているのか。また、地方自治法の中にあれば、この条例の中に書かなくても良いのか。	自治基本条例というのは一般的な理念や基本的なルールを記載している。市の条例というのは、憲法、国の法律、法令の範囲内で定められるということになっている。それに違反することはできない。何を載せるのかということについては、今、大分市の中で基本的なものを選んで、選別して載せたということ、法律、法令を全て入れることは難しいと思う。			
94		市長が変わっても、自治の方向性が変わらないように、この条例を設けたわけではないのか。	自治の方向性にはいろんな捉え方があると思う。180度変わるようなことにはならない。条例は生き物だと思っているので、よりよい条例になっていくように、その時その時によって変わっていく。それがずっと続く捉え方。			
95		この検討委員会として今後の日程等がどうなっているのか。	今回9会場で意見交換会を行っているが、そこで寄せられた意見をもち帰って全体会で検討を始める段取りとなっている。3月は目標である。絶対的なものではない。意見は一つ一つ精査する。			

項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
96	<p>昨年の説明会との変更点について。</p>	<p>【事務局にて回答】</p>			
97	<p>市民のために、少しでもよくなるためにこれをしているということであるが、今まで市民のためにしていなかったのか、市議会は、87回も会議をして決まらない、そんな基本条例だったら、私は不要と思う。</p>	<p>今回の意見交換会は、最後のまとめということのご意見をさらに拝聴するという、最終段階での意見交換会という位置付けにしている。市民のために今までやっていなかったのかとあったが、そういうことではない。この自治基本条例というのは、今やっているような市民協働のまちづくりをはっきりと明文化し、今やっていることを基に、よりこれから議会、行政、市民のそれぞれの役割を確認できるような形のもを文章化したものがないので、それを作ろうということである。</p>			
98	<p>文化会館の時は、スケジュールが決まっていなかったという説明ではなかったか。</p>	<p>委員の一人として、そこに目標があるという前提で検討をしてきたつもりである。</p>			
99	<p>機能的には私は意義があると思う。議会基本条例は、この条例とはどうかかわってくるのか。</p>	<p>議会との関係は、この条文の第7条での一文しかない。基本的には、この議会基本条例に基づいて運営をする。だから、自治基本条例の大きな一部に、議会基本条例が入っているという意味合いで捉えていただければ良いと思う。</p>			
100	<p>市民がもっと積極的に市政に参画して主体になって欲しいという狙いがあるものと感じているので、<b>市民基本条例を作ってはどうか。</b></p>				
101	<p>参加者が少ない。この人数しか集まらなくて、市民の理解を得ることはできない。</p>	<p>今日来られている方々は、地域活動の中でこういうことをしていると伝えてくれていると思っている。47万人の想いを後世にも繋げながら、大分市が一番住みよいまちである、というそんな誇りあるまちに持っていこうじゃないか。持っていきたいという想いがこの条例の中に入っている。</p>			
102	<p>これをすると、一つの部局が作られるのではないか。また、市には色々な問題が各部局にある。</p>		大	在	
103	<p>資料の1の1について、最初の2行で、「まちづくり自治基本条例とは、一般的に、市民、議会、行政と一緒に自治、市民主権のまちづくりを進めるための基本的なルールを定めたものといわれています」とあるが、これは説明ならよいが、主体的に、大分市はこういう事で作ろうと思っていると言った方がよい。ここに入れるとしたら、「<b>まちづくり自治基本条例は、市民、議会、行政が協働して自治、市民主権のまちづくりを進めるための基本的な事項を定めるものである</b>」と積極的に書いてはどうか。</p>			全	体
104	<p>流れがあるからこの条例を作るということだが、流れが決まっていない。決まっていない段階でこういう条例を作ることが可能なかどうか。事務局は、法律の関係は確認されているか。分権の流れと市民主権とはイコールじゃないと思う。</p>	<p>委員会が案を作り検討し、市にも法規専門の担当職員がいる。その都度内容等を確認し、文言等についても調整する必要があるれば意見をもらい、委員会にフィードバックしながら調整してきた。地方分権一括法が成立され、国と地方の関係は明確に対等の関係になったということは事実である。2000年に法律的にそうなっている。対等・平等の関係になったというのはもう法律で明確にされているし、この条例も議会を経ることになる。議会は議会制民主主義であるので、議会でも検討を行っていく。</p>			
105	<p>私は自治基本条例というのは、主権者は市民であって、そこが貫かれて条例が出来なくてはならない。この条例の基本的なところ、出発点は、主権者は市民である。日本国憲法は、主権者は国民であると規定している。そこから最初に議論が入らなかったのか。</p>	<p>憲法は、国民が政府や国会に信託している内容を記述している。具体的には、国民の権利や仕組み、あり方を規定している。今回の自治基本条例は、市民主権ということで、市民が行政に対する信託の内容を書いている。憲法と同じように市民の権利や、運営等の仕組みを書いている。最初は当然こういう形でスタートしている。</p>			



	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
106	その他意見	200ほど条例ができていて、そういう観点から見た時に、大分市のこの条例というのはどの辺に位置するのか。	自治基本条例そのものが、明確な定義はない。各自模索をしているような状況で、それぞれの特性に合わせて幅広いバリエーションで記述されている。今後は、改正条項を入れているので、不具合が出れば継承する中でそこで改正していく。ある意味自治基本条例は育てていく条例であると言われているので、他の状況を踏まえながら検証して行って、より良いものを作っていくという形でいきたい。	大 在	全 体	
107		市民と行政の職員とかに徹底してこれから理解していってもらわないと意味がない。その辺の手をどうしていくのか。どう議論しているのか。				
108		資料は事前に配って欲しい。				
109		市民の意見を聞くのであれば、机の配置を横並びにしないのか。	多くの方が見えた時に、物理的にスペースに困難な部分があるので、スクール形式にした。			
110		この資料等については、事前に配布してこういう場に出るといなら理解はする。				
111		他の地区でこういった質問が出たか。	特に多くいただいたのは、市民の権利である。また、市民の定義、住民投票、市民の意見を吸い上げやすいようなシステム作りを条例の中に謳い込められないか等の意見をいただいている。	野 津 原		
112		市民、議会、行政の位付けの確認に基づいて、それぞれの役割というか、基本理念の条例ということでも掴みにくいところはある。これを制定することで、どう変わるのかというところを説明していただけたらいいと思った。今後、事前配布ができれば、そうして欲しい。他の条例との関係も、説明される時にきちり言えば、分かりやすい。				
113		検討委員について、どういう役職の方がされているのか説明していただきたい。	検討委員は、全部で34名である。学識経験者4名、関係団体からの推薦者が12名、一般公募の市民が5名、市議会議員が9名、市の職員が4名という構成である。	鶴 崎		

## 大分市まちづくり自治基本条例(素案)市民意見交換会 アンケート集約結果

	項目	意見	担当部会	考え方
1	第7条(議会の基本的役割と責務)関係	議会の責務を規定しなければならないのか。	執行機関	
2	第8条(市長等の基本的役割と責務) 第9条(市長の基本的役割と責務)関係	市長の責務を規定しなければならないのか。 問題を解決する責任者の教育が大事である。	執行機関	
3	第10条(職員の責務)関係	職員の責務を規定しなければならないのか。	執行機関	
4	第20条(危機管理体制の整備等)関係	具体的に条例化して欲しい。	市政運営	
5	第22条(市民参画)関係	市民が行政への参画のための基本的な方針、考え方が不明確である。	市民参加	
6	第24条(市民提案)関係	内容が不明。何がどう今までと違うか分からない。 具体的に条例化して欲しい。	市政運営	
7	第25条(市民意見の聴取)関係	内容が不明。何がどう今までと違うか分からない。	市民参加	
8	第28条(都市内分権)関係	都市内分権という言葉の意味が分かるようにしてもらいたい。	市民参加	
9	第29条(地域コミュニティ)関係	地域コミュニティと市政とのコミュニケーションのあり方や自治委員との関連について、議論や方向性を集約したものが欲しい。	市民参加	
10		地域コミュニティが分かっていない。もう一度検討しなおすべきである。		
11	第32条関係	最高規範という条例が怖い。市長が変わるとどうなるのか。最高規範が一人歩きする危険はないのか。	全体	
12	その他意見	この条例にボランティアに関することを入れて欲しい。	全体	
13		声なき市民の声を十分に聞くべきである。		
14		条例制定後に市民がどう変わるのか。どう広報、意識付けをするかが問題である。		
15		基本条例を施行する段階で、具体的な施策を示して欲しい。		
16		全体を市民目線で検討してもらいたい。		
17		行政の仕事を自治委員に押し付けることで、益々自治委員の仕事は多くなる。		
18		自治委員の報酬を上げる計画はあるのか。職員をカットする考えはあるのか。議員も多すぎる。自治活動に市の職員、議員が参加していない。行政の立場の者が、住民活動に参加しないで自治基本条例などナンセンス。		
19		市民への周知、徹底が必要。		
20		制定に当たっては、地区集会を繰り返し開催して市民に徹底して欲しい。		
21		個人情報、人格の大切さを守って欲しい。		
22		逐条解説的なものを作成して欲しい。		
23		市民側に立った意見集約をして欲しい。		
24		行政担当者の安全意識、業務に対する責任感の教育がなされることを望む。		
25		解決できない案件が多い。市民としては、解決できなければ期待しなくなるので、しっかりして欲しい。		
26		支所の活用が先決問題である。		
27		実効性を確保するためには、個別の条例が必要である。		
28		市民が望み、活用できる条例であって欲しい。		
29		制定後は、行政が協働の原則に則り、解決できるような対応になると信じている。		
30		条例は市民にヒットしない。		
31		仕事の仕分けをお願いしたいとしか聞かない。		
32		何故この条例が必要か。条例制定後に何がよくなるか。期待するものは何か。目的が不十分であり、具体例を挙げて説明すべきである。		
33		法律家に参加していただきたい。		
34		条例がなくても市民の生活は維持できている。		
35		この条例は手段であり、どう生かすのか。		
36		条例には基本的に賛成である。		
37		外国人を含めるかどうかについて、明らかな差別発言があったと思う。		
38		学校等で子どもにも説明したらよいと思う。		
39		仲良くしていきたいと思って暮らしている人が少ない。		
40		条例の定着を目指すには子どもの頃から教育の一環として導入する必要がある。		
41		地域に対する職員の理解(協力)は全くない。		
42		文章表現が難しい。		

大分市まちづくり自治基本条例(素案)市民意見交換会 アンケート集約結果

	項目	意見	担当部会	考え方
43	意見交換会の開催方法等	過去の検討内容を発表すべきである。	全体	
44		資料は事前に配布すべきである。		
45		夜は参加者が少ないので昼に開催したらと思う。		
46		意見交換会が一人の偏った人の意見に時間を取られたことが残念である。参加する市民も一定の節度を持つように民意を上げる必要がある。		
47		質問者の選定をしないとらないと思う。個人的な質問は受けるべきではない。		
48		意見の多い人は、募集箱に入れたらよいと思う。		

## (仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案)についての市民意見公募において寄せられた意見の要旨とそれに対する考え方

意見項目		意見の要旨	担当部会	意見に対する考え方
1	全般事項	大変意義深い条例だと思うが、今後地域コミュニティの大半を占めるであろう高齢者に対する内容を盛り込んでほしいと思う。	全体	
2		地方自治体が、条例により市民の直接政治参加を可能とすることは、憲法上認められない。	全体	
3		パブリックコメントの募集の仕方に問題がある。市報での扱い、新聞広告、ホームページトップへの掲載などの宣伝が必要であり、アリバイ的に行うことはおかしい。また、全体的に、提供する情報が不足している。	全体	
4		「市長によって自治の方針が変わることがないように、基本条例を作る。」とすると、新たな市長が前市長の政策を変えられないことになり、民主主義に反するのではないか。	全体	
5		自治基本条例としての要点が盛り込まれており、申し分の無い内容と思うが、5年以内毎の見直しにより、さらにより良いものに仕上げたいと思う。	全体	
6		今後どのように自治に取り組むべきかなど、その心構えを問う手掛かりとなる。	全体	
7	前文	「山々」の「々」を使うことに抵抗があるので、「山野」か「野山」としてはどうか。	理念	
8		憲法の「基本的人権」と、この条例の「人権」とは同じものか。その根拠が、条例には盛り込まれていない。	理念	
9		他の条例と同列であるはずのこの条例を「最高規範」と位置付けていることは、法的秩序を無視しており、大変問題である。逐条解説で解説しなければ本意が伝わらないような「最高規範」を謳うこと自体がおかしいのではないか。	理念	
10	第1条(目的)	「議会及び市長等の役割」は、地方自治法の規定と整合しているか。最高法規であるこの条例を根拠として、憲法や法令に反する活動が行われるのではないか。	理念	
11	第2条(定義)	第1項 「市民」に外国人や住民以外の者を含むことは、国民主権の原理や住民自治の原理に反している。外国人や住民以外の者が市政に参加できるような定義はすべきでない。この条例の対象は、日本国籍を有する「住民」に限定すべきである。	理念 市民	
12		市外に単身赴任している人の扱いは、どうなるのか。	理念 市民	
13		第1項 「市民」に外国人を含め、日本人と同等の権利を付与することには反対である。	理念 市民	
14	第3条(基本理念)	「市民の幸せな暮らし」の内容が不明確であり、このような市民の権利を規定することは許されないのではないか。	理念	
15		「市民主権」とは？「国民主権」との違いは？	理念	
16	第4条(基本原則)	大人と同様の権利を子どもに与えること、外国人の政治等参加を認めることは、憲法違反ではないか。	理念	
17		「参加できる機会を有する」ではなく、「参加するものとする」とすべきではないか。	理念	
18	第5条(市民の権利)	第1項 「求めていく権利」は、行政に対する市民の無制限な要求の根拠になるのではないか。	市民	
19		「求めていく権利を有する」ではなく、「企画等に参加するものとする」とすべきではないか。	市民	
20		第3項 第5項 子どもに大人と同等の権利を付与し、まちづくりに参加させることは、適切ではない。大人の責任放棄である。	市民	
21		第3項 第5項 「子ども」についての定義が曖昧である。いたずらに子どもの権利を主張すると、それが大人によって悪用される危険がある。	市民	
22		この条の解説で「この条に規定されるものが市民の権利の全てではない。」とする意味が理解できない。権利の限定列挙規定ではないのか。	市民	
23		市民の権利の中に、人権尊重に関する項目を入れる必要があると思う。市民が生活していく中で、一番大切な事柄ではないのか。	市民	
24	第6条(市民の責務)	第1項 「勤労の義務」、「法令の遵守」など、規定すべき内容が抜けている。第5号「行政サービス…」の部分は、端的に「納税の責務」とすべきではないか。	市民	
25		「応分の負担」の中に、自治会への加入と自治会費を含めてもらいたい。権利は主張するが、義務は無視するという実態があり、市民全員で大分市を住みよいまちにするよう、全ての市民が自治会に参加してほしい。	市民	
26		第3項 「地域社会との調和」、「暮らしやすい地域社会」などの具体的内容の説明が無く、事業者等の負うべき責務の限界が見えない。	市民	
27	第7条(議会の基本的役割等)	議会の基本が「福祉の向上」のみで、「経済政策」が全く触れられていない。	執行議会	

(仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案)についての市民意見公募において寄せられた意見の要旨とそれに対する考え方

	意見項目	意見の要旨	担当部会	意見に対する考え方
28	第8条・第9条(市長・市長等の基本的役割と責務)	「法令順守」の規定がない。	執行議会	
29	第10条(職員の責務)	第1項 地方公務員法第30条のうち「公共の利益のために勤務し、」の部分は、何故規定しないのか。	執行議会	
30		第3項 ここにだけ「法令順守」を規定する意味は、何か。	執行議会	
31	第13条(政策法務)	法令の解釈を自主的に行うことは、統一性が失われ、適切でない。また、「国から独立した…」は言いすぎではないか。	市政運営	
32	第14条(条例の制定等の手続)	多くの市民の異なる意見をどのように反映させるのか。現在でも、あらゆる機会を捉えて、市民の意見を政策に反映しており、どこに問題があるのか。 具体的な条例制定手続を規定すべきだが、自治法に規定があるのなら、条文自体が不要である。	市政運営	
33	第15条(行政評価)	第1項 恣意的な評価がなされ、一部の市民の主義・主張が優先されるおそれがある。議会で議決された案件を翻すことが可能であり、間接民主主義の否定ではないか。	市政運営	
34	第17条・第18条(情報公開・個人情報の保護)	法律と条例で取り扱いに差が出るのではないか。	市政運営	
35	第19条(権利保護及び苦情対応)	市民の法外な要求の根拠となる危険がある。例えば、ある計画に一部の市民が反対した場合、市民の権利を擁護して、計画を破棄するのか。	市政運営	
36	第20条(危機管理体制の整備等)	国との協力関係が抜けている。国からの独立を意識しているのか。	市政運営	
37	第22条(市民参画)	市民に外国人を含める危険性が内在している。	市民まちづくり	
38	第23条(協働の推進)	第2項 一部市民の反対があれば、市長等は何も進められなくなる危険性がある。	市民まちづくり	
39	第26条(住民投票)	そもそもこのような制度が必要かというところから、しっかり議論すべき。	市民まちづくり	
40		国防や外交など、本来住民投票になじまないものを可能とするのか。また、「住民」には外国人が含まれ、極めて危険な規定である。	市民まちづくり	
41		<b>市政に対する外国人への参政権付与(市政参画)は、憲法違反であり、許されない。</b>	市民まちづくり	
42	第28条・第29条(都市内分権・地域コミュニティ)	「都市内分権」とは何か。 予算のばら撒きの根拠となるのではないか。	市民まちづくり	
43		「都市内分権」については、全国的にも成功事例はほとんどなく、受け皿となる組織や人材育成等、課題の多い手法である。よって、まちづくりや分権の一つの手法である「都市内分権」だけを抽出して規定することは、如何か。	市民まちづくり	
44	第30条(連携及び協力)	国防・外交は、連携・解決に努めるレベルのものではない。	市政運営	
45	第31条(多様な文化の尊重等)	「あらゆる人」と「市民」との相違点は。	市政運営	
46	第32条	「規範」とは何か。 また、「尊重」とは、「最大限に留意はするが、常に従う必要はない。」という解釈でよいか。	全体	
47		日本国憲法よりも上位とも読める。 「本市の自治の最高規範」は、憲法、地方自治法に違反している。	全体	
48	附則	<b>社会情勢の変化によって見直しを行うとした場合、「最高法規」としての重みが無くなるのではないか。</b>	全体	
49	その他意見	タバコの副流煙から子どもを守るため、公園から喫煙所を撤去すべきである。また、タバコに含まれる放射性物質についても大きな問題である。		
50		駅周辺や中心市街地の整備にあたっては、地元の企業や商店街の振興に配慮すべき。		

## 大分市まちづくり自治基本条例(素案)についての職員意見公募において寄せられた意見の要旨とそれに対する考え方

	意見項目	意見の要旨	担当部会	意見に対する考え方
1	前文 第6条(市民の 責務)	前文の第3段落「育み」と、第6条第1項第4号の「はぐくみ」は、漢字かひらがなのどちらかに統一した方がよい。	理念部会 市民部会	
2	第2条(定義)	第2条第3項の「手を取り合って」は、もっと能動的に「力を合わせて」とした方がよい。	理念部会	
3	第24条(市民 提案)	他の例のとおり条文の言葉そのものから取り、「市民の提言」としてはどうか。	市政運営部会	
4	第29条(地域 コミュニティ) 第30条(連携 及び協力)	第29条第1項「地域の特性を活かした」と、第30条第2項「まちづくりに生かすものとする」は、「生かす」に統一すべきではないか。	市民参加・まち づくり部会 市政運営部会	

## 市民の定義についての各都市比較表

都市名	川崎市自治基本条例	静岡市自治基本条例	豊田市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	岐阜市住民自治基本条例	新潟市自治基本条例
条文	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 (1) 市民 本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ者又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。	(定義) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。	(定義) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。	(定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 (1) 市民 次に掲げるものをいいます。 ア 市内に住所を有する者 イ 市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体

都市名	宇都宮市自治基本条例	高松市自治基本条例	熊本市自治基本条例	北九州市自治基本条例	函館市自治基本条例	由布市住民自治基本条例
条文	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住む者並びにそこで学び、及び働く者をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する個人および市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。	(定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。 (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。)	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者(以下「住民」という。)、市内の事業所若しくは事務所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行う者若しくは団体をいう。	(定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義については、次のとおりとします。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤し、または通学する者および市内で活動する法人その他の団体をいいます。	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民とは、由布市内に住所を有する者をいう。 (2) 市民等とは、市民並びに由布市内で働き、学び及び市内においてまちづくり活動を行う者若しくは団体をいう。 (3) 市とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4に定める執行機関をいう。 (4) 事業者とは、由布市内において営利を目的とする活動を営む者又は団体をいう。 (5) 交流者とは、観光、保養、商用等で市内を訪れる者をいう。